

2024年度「京都新聞福祉活動支援」募集要項

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

京都、滋賀の地域福祉向上のために活動するボランティアグループや福祉施設、団体（子育て・子ども・高齢者・障害のある人のための活動など）が事業や活動を強化し、成果を上げられるように、「運営」と「設備」の2部門を設けて助成します。地域福祉の担い手である福祉団体やボランティアグループの「草の根」ともいえる活動の再活性化や新規活動などにも積極的に助成します。**今年度は障害のある人のためにと多額の寄付があり、当事業団設立60周年を記念し、障害のある人の支援団体や当事者団体に対し特別枠の助成を設けます。**
応募は特別枠も含め1団体1部門に限ります。

【対象】 京都府、滋賀県内に所在、または同地域を主な活動の場とし、年間を通じて組織的、計画的、継続的に活動、または活動計画のあるボランティアグループや福祉施設、団体。営利法人は対象外（株式会社等）。

【助成額】 「運営」「設備」両部門とも 1件50万円を上限とします。応募は1団体どちらかに限ります。

【特別枠の対象と助成額】

障害のある人の支援団体や当事者団体の「運営」や「設備」に対し特別枠を設け、100万円を5団体に助成します。

運営部門 助成対象期間 2025年4月1日～2026年3月31日

【条件等】 一年以上の活動実績があり、計画が推奨できること。地域福祉の貢献が高いこと。多岐にわたる活動計画を立てて助成金が活用できること。

◆申請書とあわせて下記の①②③の資料を必ず添付

① 2023年度の「収支決算書」

② 2024年度の「収支予算書」

③ 団体の概要や規約、活動内容のわかる書類

(2023年度に同助成を受け、活動途中の団体は、中間報告を提出してください：書式は問いません)

※助成しない項目は単一の催し、単発事業／受託事業

活動に直接関係のない費目（旅行、懇親会、会食費、記念誌制作等）

経常的に発生する運営費（家賃・水光熱費等）／人件費など

設備部門 障害のある人の経済活動への助成は「工賃増」助成で申請してください

【条件等】 緊急を要する設備の整備・修繕や、助成により利用者の利便性が高まり、また団体の活動成果が大きく期待できること。

※自己資金の設定が必要条件で、捻出できる最大の金額を記入し、申請物品が複数の場合は、あらかじめ優先順位を設定してください。

◆申請書とあわせて下記の①②③④の資料を必ず添付

① 2023年度の「収支決算書」と「貸借対照表」の2表

② 2024年度の「収支予算書」

③ 税込み価格の予算書・見積書、カタログ（修繕の場合は、申請者が所有する建物、設備であり、写真を添付すること）

④ 団体の概要や規約、活動内容がわかる書類

(裏面につづく)

【申請方法】

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、各部門の必要書類を添えて郵送で提出してください。

※提出された書類は返却しません。申請書に記載の個人情報は、法令と当事業団「個人情報管理規程」にもとづき管理します。

❖申請書類は、京都新聞社会福祉事業団のホームページ <https://fukushi.kyoto-np.co.jp/>からプリントアウトできます。 ※郵送希望の場合は、お電話にてお問い合わせください。但し、申請時に送料分の切手代 110 円を同封し、送料を負担していただきます。

【締め切り】 2024年12月25日（水）必着

【贈呈】 2025年3月下旬に贈呈します。団体の活動を紹介する会報や印刷物などに、「京都新聞福祉活動支援助成」と明記してください。

【計画変更の届け出および返還】

申請内容に変更があった場合は当事業団に届け出てください。

助成金贈呈後に、達成不可能となった場合や申請時の目的と異なって使用されたことが判明した場合は、助成金の返金を求めます。

【報告書について】

助成を受けた団体は、所定の用紙で報告書を必ず提出してください。

贈呈団体名は、京都新聞紙面や当事業団のホームページなどで掲載しお知らせします。また、贈呈先の了承を得て、助成金を活用された取り組み写真を当事業団の広報物で掲載することがありますのでご協力をお願いします。

【郵送先・問い合わせ】

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内
公益財団法人京都新聞社会福祉事業団「福祉活動支援」係
TEL 075（241）6186 ・ FAX 075（222）2515
午前9時30分～午後5時30分（土日休み）